

埼玉県社会福祉事業団 建設工事請負一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が発注する建設工事請負契約に係る一般競争入札を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札の対象とする建設工事請負契約は、実施額が1,000万円以上のもの（以下「対象工事」という。）とする。ただし、緊急の必要性がある場合、特殊なもので入札参加者が限定される場合を除く。

(参加資格)

第3条 入札に参加する者の資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定により埼玉県社会福祉事業団の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、対象工事に対応する業種で掲載されている者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下、「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

(1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分

(2) 対象工事に対応する資格者名簿における業種の資格審査数値

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地

(4) 一定の基準を満たす同種・類似工事の施工実績

(5) 対象工事に配置予定の技術者

(6) その他必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第4条 対象工事の執行伺いを所掌する施設長は、入札参加資格審査委員会（業務委託等指名業者選定委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定する。結果については、本部事務局に報告する。

(入札の公告)

第5条 公告は、各施設が様式第1号により、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を事業団ホームページ等に掲載するものとする。

(設計図書等)

第6条 設計図面、設計仕様書、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）については、入札参加希望者は事業団ホームページからダウンロードすること

により入手することができるものとする。

- 2 入札参加希望者からの質問は質疑書（様式第2号）によりファクシミリで受けることとし、その回答（様式第3号）の要旨は、質疑書提出者に回答するとともに、事業団ホームページで入札参加希望者全員に周知するものとする。

（現場説明）

第7条 現場説明会は、原則として実施しないものとする。

（入札参加）

第8条 入札参加希望者は、入札の公告で指定する期限までに一般競争入札参加資格確認申請書（様式第4号）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第5号）を添付し、郵送（書留に限る）又は持参により理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、一般競争入札参加資格確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料を受領したときは、收受印を押印した一般競争入札参加資格確認申請書（写）を持参当日確認終了後、又は郵送（書留）により返却する。
- 3 第1項により提出された申請書及び資料（以下本項においては「提出書類」という。）は次のとおり取り扱うものとする。
 - （1）提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出書類の提出者の負担とする。
 - （2）提出書類は返却しない。
 - （3）提出書類は入札参加資格審査以外には使用しない。
 - （4）提出書類は提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

（入札参加申請の審査等）

第9条 施設長は、第3条に定める入札参加資格要件、及び公告（様式第1号）に定める資格に基づき、入札参加希望者の参加資格について入札参加資格審査委員会に諮り、入札参加資格者を決定し、一般競争入札参加資格等結果調書（様式第6号）を作成する。結果については、本部事務局に報告する。

- 2 理事長は前項で決定された入札参加資格者に対して、一般競争入札参加資格等確認結果通知書（様式第7号）を発行し、郵送（書留）により送付するものとする。なお、参加資格が「なし」と決定した者については、その理由を付して通知するものとする。
- 3 参加資格が「なし」と決定した者は、異議があるときは、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。
- 4 参加資格の有無の再確認が終了しなければ、入札を執行できないものとする。

（入札保証金）

第10条 入札参加希望者は、見積金額の百分の五以上の額の入札保証金の納付を行わなければならない。ただし、次の掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1）入札参加希望者が保険会社との間に事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - （2）国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - （3）その他前号に準ずる場合であると理事長が認めるとき。
- 2 入札保証金は、入札後、様式第8号の請求書に基づきこれを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。
 - 3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金は、還付しないものとする。

(入札執行者等)

第11条 入札執行者は、施設長が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札に当たって、他の職員にその執行を補助させることができる。

(入札の準備)

第12条 入札執行者は、入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する対象工事の予定価格の封書、くじその他入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札金額見積内訳書)

第13条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書（様式第9号）を提出させるものとする。

(入札)

第14条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったときは、開始を告げ入札参加者を順次入室させ、対象工事の名称及び場所を読み上げるものとする。

2 入札執行者は、入札前に一般競争入札参加資格確認申請書（写）及び一般競争入札参加資格等確認結果通知書（様式第7号）を提出させ確認することにより、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。

3 前項の確認終了後の入札参加は認めないものとする。

4 第2項の書類を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は認めないものとする。

5 入札参加者は、1業者1人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。

6 入札は、入札書（様式第10号）に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして、入札箱に投入させなければならない。

7 入札公告等で指示がある場合を除き、入札参加者の数が1者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、再度入札の場合はこの限りでない。

(代理人による入札)

第15条 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状（様式第11号）により代理人であることを確認しなければならない。

(入札の辞退)

第16条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取扱うものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届（様式第12号）を提出させる。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書替等の禁止)

第17条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書の書き替え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(入札の取りやめ等)

第18条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行

することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(開札)

第19条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

- 2 前項の開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
- 3 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
- 4 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比を行わなければならない。
- 5 開札の結果は、入札価格の低いものから順次その入札参加者及び入札価格を発表するものとする。

(入札の無効)

第20条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (4) 入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (6) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (7) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (9) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (10) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (11) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (12) 明らかに連合によると認められる入札
- (13) 虚偽の一般競争参加資格確認申請書(写)を提出した者がした入札
- (14) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(再度入札)

第21条 入札執行者は、予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札したものがいないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

- 2 再度入札は、2回までとする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。ただし、前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格の100/110未満の価格を入札した者は、再度入札に参加することができない。

(くじ引きによる落札者の決定)

第22条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(不調時の取扱い)

第23条 再度入札によっても、予定価格及び最低制限価格の範囲内で入札を行った者がいない場合は、随意契約とすることができるものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者から見積書(様式第13号)を提出させるものとする。

(落札者の決定)

第24条 入札執行者は、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定し、様式第14号により通知するとともに、契約書(案)、誓約書、埼玉県社会福祉事業団建設工事請負契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付するものとする。

2 施設長は、落札者から課税事業者届出書(様式第15号)又は免税事業者届出書(様式第16号)を徴収するものとする。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについてこの届出書を徴収するものとする。

(契約保証金)

第25条 契約保証金については、契約金額の100分の10以上の額(入札保証金を納付したときはその差額)を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

(2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と事業団を債権者とする工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 国(公団を含む。)又は地方公共団体等(出資法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第8号の請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金は、還付しないものとする。

(契約の確定)

第26条 契約は、理事長と契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(その他)

第27条 この要領に特別の定めがない事項は、埼玉県社会福祉事業団会計規程によるものとする。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。